

川崎市政策評価審査委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市政策評価審査委員会の委員の公募に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定める。

(申込者の資格)

第2条 公募委員の公募に申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 原則として本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市職員でない者

(公募人数)

第3条 公募する委員の数は、3人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

(応募に必要な書類)

第5条 公募委員の公募に申し込もうとする者は、申込書及び小論文(800字程度のもの)を提出するものとする。

- 2 前項の申込書及び小論文の様式は、自由とする。
- 3 第1項の申込書及び小論文は、返還しないものとする。

(申込書の記載事項等)

第6条 申込書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申し込もうとする者の住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (2) 現在の職業
- (3) 市民となった日
- (4) 職歴(主なもの)
- (5) ボランティア等の活動経験
- (6) 申し込む理由

(選考方法等)

第7条 公募による委員の選考は、申込書及び小論文を対象に書類選考により行う。

- 2 前項の選考は、川崎市政策評価審査委員会公募委員選考委員会を設置して行うものとする。
- 3 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第8条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、その不足する数の委員を公募によらないで選任できるものとする。

- (1) 申込期限までに申込がなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき。
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月27日から施行する。

(川崎市政策評価委員会委員公募要領の廃止)

- 2 川崎市政策評価委員会委員公募要領(17川企評第11号)は、廃止する。